

遠野市地域福祉計画 2013

(平成25年～27年度)



地域を支える取り組み

平成25年2月
遠野市

遠野市告示第 131 号
平成 18 年 9 月 6 日

遠野市民憲章

わたくしたちは、悠久の時を越えて継承してきたうるわしい郷土と、伝統ある文化に誇りを持ち、このすばらしい宝玉（たから）を、さらに「永遠の日本（にほん）のふるさと遠野」として、創造・発展させるため、ここに、この憲章をさだめます。

わたくしたちは

- 1 豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。
- 1 心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。
- 1 創意をあつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。
- 1 恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。
- 1 共に考え支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

地域を支える取り組みに向けて

東日本大震災津波から丸 2 年になろうとしている今も、仮設住宅等では被災された多くの方が日々復興に向けて苦労を重ねております。

この間、当市では本庁舎を失うなど自ら被害を受ける中、後方支援活動として沿岸被災地に向け心を込めた支援を市民一丸となって続けて参りました。

特にも「物資の提供は全国から届いているが、心のケアが必要な人たちに何を届けばいいのか...。」と言った声に応えるべく、市民自ら傾聴ボランティアをはじめ様々な取り組みに参加してきました。

平成 23 年・平成 24 年と連続開催された地域福祉懇談会においても、市民の中にこのような体験等を通して得られた福祉施策の重要性と「何かをしなければならない。」といった認識が芽生えたと感じられる意見が多く出されました。

当市では市民協働と総合力による各種施策を幅広く展開しております。今回の地域福祉計画の更新にあたっては以上の経過を踏まえ、市民や関係機関の皆さまの声を多く取り入れた身近な計画となるよう配慮して策定いたしました。

本編では市民が生活の質を高めると共に、自立した生活を送るため互いに理解し、協力することができるよう、保健・医療・福祉等の地域福祉に共通する基本的な理念や目標を示しております。

今後は、各種施策を効率的かつ効果的に推進するため、保健・医療・福祉を有機的に連携させるよう努めると共に、本計画の基本方針を柱とする地域を支える力である「地域ぐるみの福祉」と、「永遠のふるさと遠野」にふさわしい地域福祉の向上に努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成 25 年 2 月



遠野市長 本田 敏 秋

— 目 次 —

1	地域福祉計画の概要	… 1
2	地域福祉計画の基本理念	… 7
3	重点的に取り組むべき事項	… 8
4	各重点項目の詳細	…10
	(1) 災害時要援護者避難支援プラン	…10
	(2) 心のケア推進プラン	…15
	(3) 孤立者・自殺・予防支援プラン	…16
	(4) 福祉人材確保支援プラン	…17
	(5) 健康なまち推進プラン	…18
	(6) 包括支援システム拡充プラン	…20
	(7) 地域ボランティア育成プラン	…21
5	地域を支える取り組み	…23
6	地域福祉計画の推進	…24
7	タイムスケジュール	…25
*	遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿	…26
	〈参考資料〉 平成 24 年度地域福祉懇談会開催状況	…27

※ 障がい者の表記について

- 本計画では以下の場合を除き、従来の障害者は障がい者として表記します。
- 法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称、組織名
 - 事業等の固有名詞
 - 医学用語など専門用語として漢字が適当な場合

1 地域福祉計画の概要

はじめに...

平成 12 年（2000 年）に社会福祉法が改正され、市町村が地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することが求められました。

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行され、全国の市町村で行政計画として「地域福祉計画」の策定が義務化されました。（第 107 条）

行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が従来から策定してきた「地域福祉活動計画」は、共に地域福祉の推進を目指すものであり、その策定を通して「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものです。（第 4 条）

当市では既に「遠野市地域福祉計画」を平成 20～24 年度の 5 カ年計画として策定しています。今回の計画更新では「遠野市総合計画基本構想・基本計画」との計画期間を考慮して、以下の 3 年間の計画として策定しました。

(1) 計画名称： 「地域福祉計画 2013」

(2) 計画期間： 平成 25～27 年度

(3) 計画策定の経緯：

- ※ 地域福祉懇談会での意見聴取（平成 24 年 7 月～8 月）
- ※ 民生児童委員による専門部会での意見聴取（平成 24 年 4 月～11 月）
- ※ 関係施設からの意見聴取（平成 24 年 5 月・11 月、平成 25 年 2 月）
- ※ 関係部署との意見調整
- ※ 庁議報告（平成 25 年 1 月 28 日）
- ※ 福祉の里運営審議会における計画概要説明（平成 25 年 2 月 18 日）
- ※ 市議会全員協議会報告（平成 25 年 2 月 18 日）

地域福祉計画の策定

福祉施策の総合的な観点を示す地域福祉計画には大きく二つの役割があります。ひとつは、福祉部門の最上位計画として関連する各個別計画の方向性を示すこと。もう一つは、公的サービスのみでは解決できなかった生活における福祉ニーズの明確化と解決を目指すことです。

(1) 関連する各個別計画の方向性

(2) 福祉ニーズに基づき、重点的に取り組むべきプランを示す

(公的な福祉サービス等の隙間を埋める)

公的な法定福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、市民相互の助け合い・支え合いの力があります。地域福祉とは「誰もが住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、

市民が主役で進める取り組み。」「地域における助け合いの仕組み。」など、市民が主体性をもった「市民協働」「地域ぐるみの福祉」と言えます。

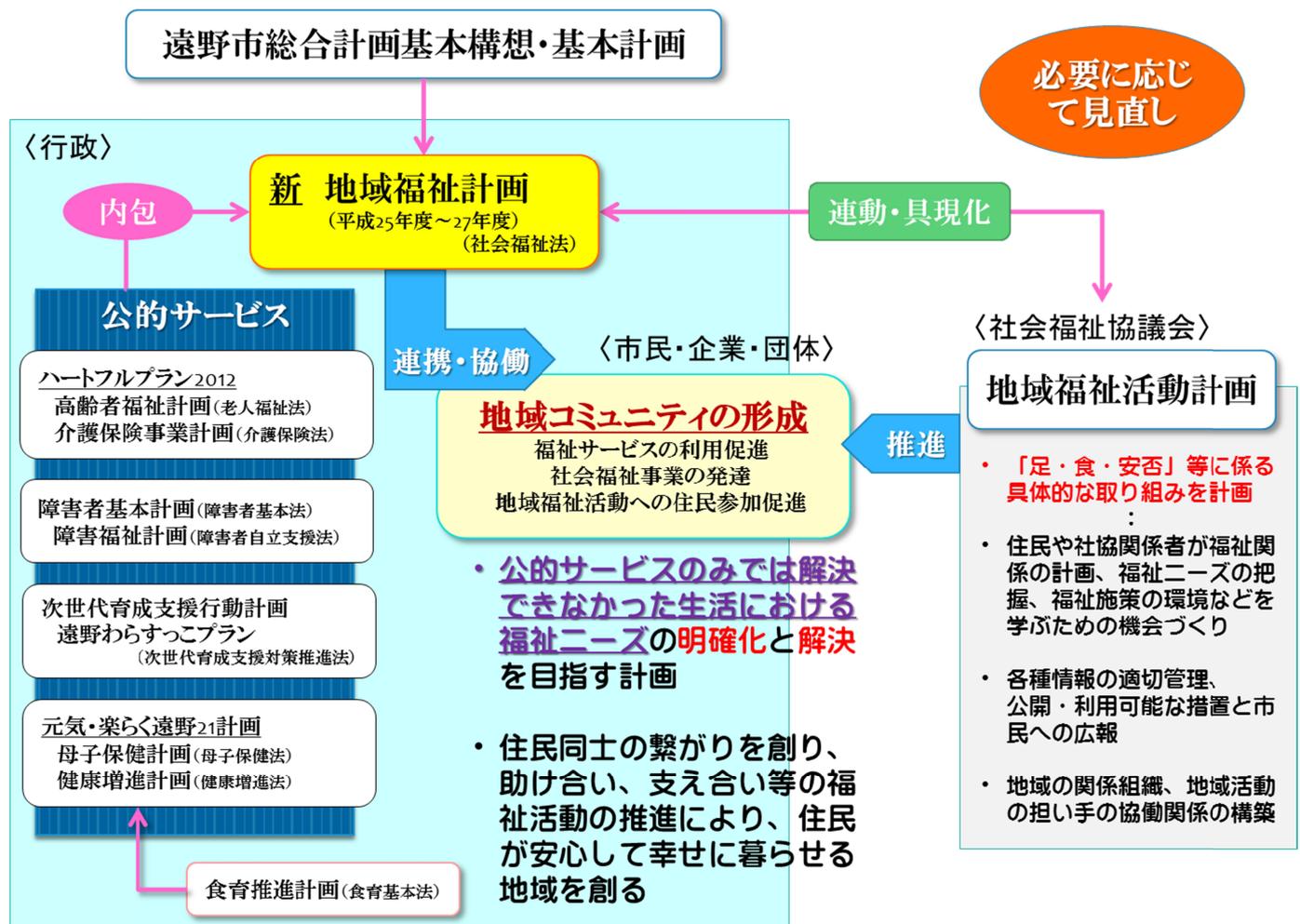
また、住民同士の繋がりを創り、助け合い、支え合い等の福祉活動の推進により、住民が安心して幸せに暮らせる地域を創ることを併せて行います。

当市では平成20年2月既に5カ年間の地域福祉計画（平成20年度から24年度まで）を策定しています。この更新に当たる本計画の期間は、遠野市総合計画との整合性や法定で示された見直し期間を考慮して、平成25年度から27年度までの3年間とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は遠野市が策定するもので、公的なサービスと住民等による福祉活動の連結による総合的なサービスを内容とし、地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担う施策を展開していく上での柱、および推進の基本事項を定めるものです。

また、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が中心になり、住民等の活動・行動を計画した地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容とするもので、住民・地域・福祉に関する事業者・団体が協働して地域福祉を推進し、福祉サービスを経営するための民間の活動・行動計画です。



主な関連計画の概要

本計画は他の関連する高齢者・障がい者・児童・保健に係わる個別法定計画と整合性および連携を図り、これら既存計画を内包する計画としています。

従って、規定の個別計画の全部または一部に変更があった場合は、これをもって地域福祉計画の変更があったものと見なします。

* ハートフルプラン 2012 (平成 24～26 年度)

第五次 高齢者福祉計画

第 5 期 介護保険事業計画

「老人保健法」の規定に基づく高齢者福祉計画、および「介護保険法」の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者施策全般に係わる計画

基本理念として、全ての高齢者が慣れ親しんだ地域で健やかに暮らしていくために、「自立と参加」「個人の尊厳と人間性の尊重」「協働の輪の広がり」「新しい福祉文化の創造」等が掲げられています。

* 障害者基本計画 (平成 20～26 年度)

第 3 期 障害福祉計画 (平成 24～26 年度)

「障害者基本法」に基づく障害者基本計画、および「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画。ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加に向けた施策の充実を図る計画

基本理念として、障がいのあるなしに拘わらず、全ての市民が互いに尊重し、地域での役割を担い支え合い、共に住みやすい地域づくりの実現を目指しています。

* 次世代育成支援行動計画 (平成 17～26 年度)

遠野わらすっこプラン

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもたちが健やかに成長し、安心して産み育てられる環境を整えていく指針を示した計画

基本的理念として、『子どもを産み育てることに夢がもてるまちづくり』が掲げられています。

* 元気・楽しく遠野 21 計画 (平成 23～27 年度)

第 3 次 母子保健計画

第 2 次 健康増進計画

国の「すこやか親子 21」「健康日本 21」の理念を踏まえた、「母子保健法」に基づく母子保健計画、および「健康増進法」に基づく健康増進計画。

基本理念として、市民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組む行動指針と支援する環境の充実を図ること等が掲げられています。

*** 食育推進計画 (平成 23～27 年度)**

「食育基本法」に基づき、食を通じて健全な心と体・生きる力を育む教育計画

遠野市の状況

平成 24 年 12 月末現在、当市では以下の状況にあります。

(1) 人口世帯の状況

町別	遠野	綾織	小友	附馬牛	松崎	土淵	青笹	上郷	宮守	合計	
世帯数	3,378	611	468	466	1,691	723	827	1,021	1,628	10,813	
人口	男	3,839	905	706	697	2,121	1,142	1,227	1,386	2,277	14,300
	女	4,258	926	768	721	2,357	1,148	1,306	1,475	2,496	15,455
	計	8,097	1,831	1,474	1,418	4,478	2,290	2,533	2,861	4,773	29,755
外国人	20	18	2	0	9	10	3	4	13	79	

(2) 高齢者の状況

町別	遠野	綾織	小友	附馬牛	松崎	土淵	青笹	上郷	宮守	合計	
世帯数	1,838	413	352	355	947	529	584	757	1,177	6,952	
人口	男	1,013	260	207	225	568	353	346	449	674	4,095
	女	1,574	361	330	302	804	472	502	665	1,045	6,055
	計	2,587	621	537	527	1,372	825	848	1,114	1,719	10,150
外国人	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
高齢化率	31.9%	33.6%	36.4%	37.2%	30.6%	35.9%	33.5%	38.9%	35.9%	34.1%	
一人暮らし世帯 (施設含む)	622	69	66	78	282	93	148	181	309	1,846	
二人暮らし世帯	394	63	49	54	162	77	78	128	309	1,314	
要介護認定者	388	90	101	101	266	130	151	171	393	1,791	
要介護認定率	15.0%	14.5%	18.8%	19.2%	19.4%	15.8%	17.8%	15.4%	22.9%	17.6%	

(3) 障がい者等の状況

・障がい者手帳等の所持者

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体	1,588	1,729	1,664	1,614	1,602
知的	302	311	315	324	318
精神	110	136	124	127	135
計	2,000	2,176	2,103	2,065	2,055

・自殺者の状況

性別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
男	12	5	8	6	6
女	2	5	2	5	3
計	14	10	10	11	9

(4) 児童等の状況

出生数

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出生者数	191	198	178	182	144

(資料:住民基本台帳人口移動総括表、外国人を除く)

年齢別人口

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0歳～5歳	1,306	1,251	1,209	1,194	1,157
6歳～11歳	1,461	1,449	1,380	1,324	1,343
12歳～14歳	847	811	770	762	742
15歳～17歳	927	889	861	824	801
計	4,541	4,346	4,220	4,104	4,043

(資料:年齢別人口調べ、外国人を含む)

従前計画の評価と継続

地域福祉計画は一定期間の活動によって完了するものではなく、常に改良・改善そして追加や削除をしながら、より良い進化した計画として地域福祉活動が継続されるものであり明確な終わりが無いものと言えます。

平成20年策定済みの地域福祉計画には5カ年プログラムとして4つの主要目標があり

ました。これらは関連する各個別計画等にそれぞれ反映され再検討や拡充して継続されています。

- ① ワンストップの福祉サービス（総合相談窓口の充実）
- ② 地域福祉コミュニティの充実
 災害時要援護者支援事業・地域の見守り体制の構築
- ③ 地域福祉の総合的推進
- ④ 安心安全な福祉によるまちづくり

1. ワンストップの福祉サービス

- * **総合相談窓口の充実**

▶ **新プランに切り替えて継続**

包括支援×基幹型

2. 地域福祉コミュニティの充実

- * **地域福祉コミュニティの増進** ⇒ 各個別計画に適用済 **継続**

- * **災害時要援護者支援事業・地域の見守り体制の構築**

▶ **新プランに切り替えて継続**

自主防×民児協

3. 地域福祉の総合的推進 ⇒ 各計画に適用済 **継続**

- * **在宅福祉の推進**

- * **交通弱者に対する地域交通の拡充**

再検討・拡充

4. 安心安全な福祉によるまちづくり ⇒ 各計画に適用済 **継続**

- * **地域医療の充実**

- * **子育て支援策の充実**

- * **地域保健の拡充**

- * **障がい者の就労機会の確保**

* **遠野型多目的福祉活動拠点機能(日中活動機会)の整備** ⇒ **修正**

▶ **就労継続支援施設を中心に展開**

▶ **従来のB型に加え、新たにA型事業所2箇所が開設**

自立支援協議
会の見直し